

令和元年度版

信用保証制度・経営支援の ご案内

LINE@

で最新情報や経営支援に
役立つ情報を配信中!



©光プロダクション



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

令和元年5月31日版

ニーズ別保証制度チャート

中小企業者の皆さまの様々な目的に応じた制度をご用意しております。
※制度名の(県)は県制度、(鹿児島市)は鹿児島市制度です。

長期で大口の事業資金が必要	一般保証, チェスト保証, (県) 中小企業振興資金, (鹿児島市) 産業振興資金
設備投資をしたい	チェスト保証, (県) 中小企業振興資金, (鹿児島市) 産業振興資金
小規模企業者向けの資金支援を受けたい	小口零細企業保証, (県) 小規模企業活力応援資金, (鹿児島市) 小規模企業支援資金, (鹿児島市) 特別小口資金
借入枠を確保しスピーディーに資金調達したい	当座貸越(貸付専用型)根保証, 事業者カードローン当座貸越根保証, 事業者カードローン700当座貸越根保証
金融機関と協会のサポートが付いた資金を調達したい	連携推進保証「れんけい」【金融機関連携型】
事業の将来性や技術力に対する資金支援を受けたい	連携推進保証「れんけい」【事業性評価型】
社債を発行し低利に資金調達したい	中小企業特定社債保証
売掛債権や棚卸資産を担保に資金調達したい	流動資産担保融資保証
人材育成, 財務管理, 設備投資などに取り組んで経営力の向上を図りたい	経営力向上関連保証, (県) 観光・ものづくりパワーアップ資金 ^{※1}
経営者保証なしで資金調達したい	財務要件型無保証人保証
•新しい商品やサービスを開発・提供したい •独自の技術や特許を活かして事業展開したい •店舗や工場を新設して事業拡大したい •異業種に参入して多角化・事業転換したい	チェスト保証, 経営革新関連保証, (県) 新事業チャレンジ資金, (県) 観光・ものづくりパワーアップ資金, (鹿児島市) 新事業展開支援資金【事業転換・多角化・事業拡大】 ^{※1}
自分のお店や会社をスタートさせたい	創業関連保証, (県) 創業支援資金, (鹿児島市) 創業支援資金
BCP(事業継続計画)を作りたい	BCPサポート保証「あんしん」
耐震改修したい	BCPサポート保証「あんしん」, (県) 耐震改修支援資金
円滑な事業承継を行うための資金が必要	事業承継サポート保証, 特定経営承継関連保証, (県) 事業承継対策資金
擬似資本的な借入で資金繰りを改善したい	継続型短期サポート保証
抜本的な事業再生を行うための資金が必要	経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証), (県) 事業再生支援資金
返済条件の緩和を行っている借入を一本化(借換)して金融取引を正常化したい	条件変更改善型借換保証, (県) 事業再生支援資金
•全国的に不況業種で資金繰りに困っている •災害の影響で売上・設備に支障がでている •取引先の倒産で経営に影響を受けている	経営安定関連保証(セーフティネット保証), (県) セーフティネット対応資金, (県) 緊急経営対策資金, (鹿児島市) 経営安定化資金【セーフティネット保証対応】
海外への販路拡大を図りたい	海外投資関係保証, (県) 中小企業振興資金, (鹿児島市) 新事業展開支援資金【海外販路拡大】

※1 業種が指定されています。

創設した保証制度

チェスト保証

前向きな設備投資等を行う方の保証料を最大44%割引!

2020年に鹿児島県において国体が開催されることから、県内経済にとってプラスの効果が期待できます。これを契機として、前向きな投資等を行い成長発展を目指す中小企業者等を支援し、県内景況の堅調な推移を後押しすることを目的として、保証料率を一律0.2%引き下げた保証制度を創設しました。

※取扱期間は2020年10月31日までとし、保証承諾総額が25億円に達した段階で終了します。

ご利用のメリット

- ▶ 保証料平均22%、最大44%割引!
- ▶ 設備部分の金額が2/3以上あれば、運転設備資金も取扱い可能!
- ▶ 保証期間が20年以内のため長期にわたる保証が可能!

制度概要 (詳細は5ページ参照)

- ▶ 保証限度額: 2億8,000万円
- ▶ 保証料率: 年0.25%~1.70%
- ▶ 資金用途: 設備または運転設備
- ▶ 保証期間: 20年以内(据置1年含)

拡充した保証制度・取扱

連携推進保証「れんけい」

① 限度額を2億8,000万円に引上げ

金融機関と当協会がより一層連携して中小企業者等を支援するため、限度額を3,000万円から2億8,000万円(一般保証と同額)まで引き上げました。

② 事業性評価型で保証料率を0.1%引下げ

金融機関と連携し、中小企業者等の事業内容や成長性を適切に評価することによる支援を進めるため、新たに保証料率を0.1%引き下げた「事業性評価型」を追加しました(従来の制度は「金融機関連携型」に改称)。

※取扱期間は2020年3月31日までとし、保証承諾総額が35億円に達した段階で終了します。

「れんけい」概要 (詳細は5ページ参照)

	保証限度額	保証料率(年率)	資金用途	保証期間
金融機関連携型	2億8,000万円	0.45~1.90%	運転設備	運転10年・設備20年
事業性評価型		0.35~1.80%	運転のみ	運転10年

【県】「緊急災害対策資金」の保証料率引下げ

知事特認災害により被害を受けた方の保証料率の引下げ

災害により、経営に影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、小災害り災者に対する援護措置要綱が適用された災害や災害弔慰金の支給対象となる災害など、知事が特に認める災害について保証料率が引き下げられました。

★9 ページに制度概要掲載

(変更前)	(変更後)
年0.13～1.58%	→ 年0.00～1.40%

【県】「創業支援資金」の融資対象者の拡充

金融機関の融資リスクが軽減される融資対象者の追加

創業者が商工団体の推薦を受けて創業する際は、「一般保証」と同様に責任共有制度対象でしたが、責任共有制度対象外である国の「創業関連保証」に対応した融資対象者が追加され、商工団体の推薦を受けた創業について積極的な金融支援が可能になりました。

★9 ページに制度概要掲載

【県】融資利率体系の見直し

経済活性化及び経営安定に係る制度の融資利率の引下げ

中小企業者等の経営を持続的に維持・安定させるため、次のとおり融資利率が引き下げられました。

経済活性化に係る制度		経営安定に係る制度	
創業支援資金、新事業チャレンジ資金、観光・ものづくりパワーアップ資金、事業承継対策資金、耐震改修支援資金		霧島山火山活動緊急経営対策資金、緊急災害対策資金、緊急経営対策資金、セーフティネット対応資金、事業再生支援資金	
1年以内	年1.8%→1.7%	1年以内	年1.8%→1.6%
1年超3年以内	年1.9%	1年超3年以内	年1.9%→1.8%
3年超5年以内	年2.0%	3年超5年以内	年2.0%→1.9%
5年超7年以内	年2.2%	5年超7年以内	年2.2%→2.1%
7年超10年以内	年2.3%	7年超10年以内	年2.3%→2.2%
10年超	変動金利	10年超	変動金利

【鹿児島市】融資利率の引下げ

融資利率を0.05～0.1%引下げ（産業振興資金以外）

産業振興資金を除く資金について、次のとおり融資利率が引き下げられました。

特別小口資金、小規模企業支援資金、創業支援資金、新事業展開支援資金、街なかリノベーション推進資金、環境配慮促進資金		経営安定化資金、災害対策資金	
1年以内	年1.75%→1.7%	1年以内	年1.7%→1.6%
1年超3年以内	年1.95%→1.9%	1年超3年以内	年1.9%→1.8%
3年超5年以内	年2.05%→2.0%	3年超5年以内	年2.0%→1.9%
5年超7年以内	年2.25%→2.2%	5年超7年以内	年2.2%→2.1%
7年超	年2.35%→2.3%	7年超	年2.3%→2.2%

【鹿児島市】「新事業展開支援資金」の融資対象者拡大

対象者に「海外への販路拡大に取り組むもの」を追加

中小企業者等の海外への販路拡大に向けた取組みを支援するため、同資金の対象者に「海外への販路拡大に取り組むもの」が追加され、「産業振興資金」に比べて融資利率及び保証料補助を有利に利用することが可能になりました。

【鹿児島市】保証料補助拡大の対象となるセミナーの拡充

「特定創業支援事業」による各種講座の修了で保証料補助を拡大

「創業支援資金」及び「新事業展開支援資金」の一部対象者については、鹿児島市主催の各種セミナーの修了者について保証料補助の拡大を行っていますが、「特定創業支援事業」により商工会議所等が行う「創業塾」等が対象セミナーに追加されました。

その他変更のある保証制度・取扱

【県】「霧島火山活動緊急経営対策資金」の延長

霧島山の一連の火山活動に起因して、経営に影響を受けている中小企業者等の経営の安定化を図るため、2018年6月に創設した同制度について、2019年3月末までとされていた取扱いが1年延長され、2020年3月末までとなりました。

主な協会制度保証①

主な協会制度保証を記載しています。
ほかにも様々な保証制度をご用意していますので、お気軽にご相談ください。

制度名	ご利用の目安	資金使途	限度額 ()内は組合	期間 (据置期間)
一般保証	長期、大口の事業資金が必要なときに	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転資金 15年以内 設備資金 20年以内
Fast保証	一定基準の要件を具備する中小企業者が、簡易迅速に資金調達を行いたいときに	運転資金	5,000万円	7年以内(12月以内)
Fast500保証			500万円	5年以内(6月以内)
チェスト保証 (2020年10月31日まで申込受付。ただし、保証承諾の総額が25億円に到達次第、取扱終了)	次の全ての要件を満たす中小企業者 ①協会との取引実績がある方 ②継続して2年以上事業を営み、確定申告書【※2】の写しを直近2期分提出できる方 ③与信取引が1年以上あり、申込時においてプロパー残高がある方 又は 本保証と同時にプロパー融資を行う方	設備資金 又は 運転設備資金 (設備資金の金額割合2/3以上)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	20年以内(12月以内)
連携推進保証「れんけい」 金融機関連携型	次の全ての要件を満たす中小企業者 ①協会との取引実績がある方 ②継続して2年以上事業を営み、確定申告書【※2】の写しを直近2期分提出できる方 ③与信取引が1年以上あり、申込時においてプロパー残高がある方 又は 本保証と同時にプロパー融資を行う方	運転資金 設備資金		運転資金 10年以内 設備資金 20年以内 運転設備資金 10年又は20年以内 (設備資金が2/3以内の場合 10年以内 設備資金が2/3超の場合 20年以内) ※全て据置12月以内
事業性評価型 (2020年3月31日まで申込受付。ただし、保証承諾の総額が35億円に到達次第、取扱終了)	金融機関連携型の要件を満たし、金融機関が作成したローカルベンチマーク又は金融機関所定の事業性評価にかかる資料(事業性評価シート等)を提出できる方	運転資金		10年以内(12月以内)
BCPサポート保証「あんしん」	BCP(事業継続計画)の策定・見直しまたはBCPに基づき災害等への対策を実施するときに		2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転資金 15年以内 設備資金 20年以内
小口零細企業保証	責任共有制度の導入に伴い、金融環境変化の影響を受けやすい小規模企業者のために		2,000万円 【既存の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内】	運転資金 5年以内(6月以内) 設備資金 7年以内(6月以内)
当座貸越(貸付専用型)根保証	経営に必要な資金を反復継続的に必要とするときに		100万円以上 2億8,000万円	
事業者カードローン当座貸越根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とするときに	運転資金 設備資金	100万円以上 2,000万円	1年又は2年 【資格要件に該当される方は、更新できます】
事業者カードローン700当座貸越根保証			100万円以上 700万円【※4】	
創業関連保証	産業競争力強化法に基づく創業者で創業にかかる資金が必要なときに		3,500万円 【創業関連保証、再挑戦支援保証の合計額2,000万円及び創業等関連保証1,500万円の合計額】	10年以内(12月以内)
創業等関連保証	中小企業等経営強化法に基づく創業者で創業にかかる資金が必要なときに			
再挑戦支援保証	産業競争力強化法に基づき事業に再チャレンジするときに			

※1 会計参与設置会社(一括支払契約保証を除く)又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方。
 ※2 個人事業者の場合は、青色確定申告で貸借対照表を作成するもの。
 ※3 「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づく自助(事業継続)に積極的に取り組んでいる企業に対する認証。

ご相談・お申込先…取扱金融機関

ご相談…鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099(223)0271・経営支援部 TEL099(223)0274

(2019年4月1日現在)

返済方法	保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関
		有担保 割引	会計参与設置等 に対する割引【※1】					
分割又は一括返済	年0.45%~1.90%			金融機関 所定の利率	原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対象	各金融機関
原則として分割返済								
分割又は一括返済	年0.25%~1.70%							
原則として分割返済	年0.45%~1.90%	有	有	金融機関 所定の利率	原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対象	各金融機関
	年0.35%~1.80%							
分割又は一括返済	年0.35%~1.80% 【レジリエンス認証【※3】を受けている場合年0.25%~1.70%】							
分割又は一括返済	年0.50%~2.20%					原則として不要	対象外	
約定返済 または 随時返済	年0.39%~1.62%					原則として、 5,000万円以内不要 5,000万円超要担保		当座貸越契約を締結している金融機関
						原則として不要	対象	事業者カードローン当座貸越契約を締結している金融機関
原則として均等分割返済	年1.00%	無				不要	対象外	各金融機関

※4 500万円を超える場合は、直近決算において平均月商を350万円以上計上していることとする。

主な協会制度保証②

主な協会制度保証を記載しています。

ほかにも様々な保証制度をご用意していますので、お気軽にご相談ください。

制度名	ご利用の目安	資金使途	限度額 ()内は組合	期間 (据置期間)
中小企業特定社債保証	中小企業者が自社の発行する社債(私募債)で資金調達を行いたいときに	運転資金 設備資金	4億5,000万円 【融資限度額5億6,000万円】	7年以内
流動資産担保融資保証	売掛債権及び棚卸資産を担保として資金調達を図るときに		2億円 【融資限度額2億5,000万円】	根保証 1年間【更新できます】 個別保証 1年以内
経営革新関連保証	中小企業等経営強化法に基づく承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業に資金が必要なときに		8億8,000万円 (16億8,000万円) 普通保証 2億円(4億円) 無担保保証 8,000万円 無担保無保証人保証 2,000万円 新事業開拓保証 3億円(6億円) 海外投資関係保証 3億円(6億円)	原則として運転資金 5年以内(12月以内) 原則として設備資金 7年以内(12月以内)
経営力向上関連保証	中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するときに			
海外投資関係保証	海外直接投資の事業に必要な資金調達を行いたいときに		2億円 (4億円)	10年以内(6月以内)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	国のセーフティネット保証制度に対応(経営安定1号~8号の認定を受けた方に)		2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内(12月以内)
危機関連保証	突発的に生じた経済危機や災害等により、経営の安定に支障を生じている方が市町村長の認定を受けたときに			10年以内(24月以内)
特定経営承継 関連保証	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた方に		2億8,000万円 (普通保証 2億円) (無担保保証 8,000万円) (特別小口保証 2,000万円)	運転資金 10年以内 (12月以内) 設備資金 15年以内 (12月以内)
事業承継 サポート保証	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するときに		2億8,000万円	15年以内(24月以内)
財務要件型 無保証人保証	一定の財務要件を満たす方が経営者保証無しで設備投資及び事業拡大を行いたいときに		2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 7年以内 (12月以内) 一括返済の場合 2年以内
継サ 続 ポ ー ト 型 短 保 期 証	金融機関連携型	資金繰りの円滑化を図りたい方に	500万円以上 2,000万円以下	1年以内 【資格要件に該当する方は5 年を限度に更新できます】
	税理士 等連携型	税理士等が月次管理する中小企業者が、資金繰りの円滑化を図りたいときに	500万円以上 3,000万円以下	
経営改善サポート保証 (事業再生計画実施関連保証)	サポートミーティングによる検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画や、中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うときに	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 15年以内 (12月以内) 一括返済の場合 1年以内
条件変更改善型借換保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗報告を行うことを前提に、返済条件の緩和を行っている保証付き既往借入金を借換るときに			15年以内 (12月以内。ただし新規の 融資分を含む場合は、24月 以内)

*1 会計参与設置会社(一括支払契約保証を除く)又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方。

ご相談・お申込先…取扱金融機関

ご相談…鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099(223)0271・経営支援部 TEL099(223)0274

(2019年4月1日現在)

返済方法	保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・ 対象外)	取扱金融機関	
		有担保 割引	会計参与設置等 に対する割引【*1】						
満期一括償還 定時償還	年0.45%~1.90%	有		金融機関 所定の利率	不要 (共同保証人のみ)	2億円超は、 原則有担保	対 象	各金融機関	
根保証 約定返済又は 随時返済 個別保証 一括返済	年0.68%	無			不要 (法人代表者のみ)	流動資産を譲渡担保と して徴求(個別保証の 場合、売掛債権のみ)			
原則として 均等分割返済	年0.95% 【新事業開拓保険及 び海外投資関係保険 に係る保証は、年 1.15%】	無	【新事業開拓 保険及び海外 投資関係 保険に係る 保証は有】		原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要 (無担保無保証 人保証は不要)	8,000万円超は、 原則有担保			
原則として 分割返済	年1.10%	有			原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	要			1~4,6号 対象外 5,7,8号 対象
	1~4,6号 年0.87% 5,7,8号 年0.80%	無							
原則として 均等分割返済	年0.80%								対象外
分割又は 一括返済	0.45%~1.90% (特別小口保険に係る 保証は、年0.65%)	有			原則として認定 中小企業者以外 の連帯保証人は 不要	必要に応じ徴求			対 象
分割返済	年1.15%				原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要				
分割又は 一括返済	年0.45%~1.90%	有			原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	不要			対 象
分割又は 一括返済	①責任共有対象の場合 年0.80% ②責任共有対象外の場合 年1.00%	無		原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	必要に応じ徴求	①対象 ②対象外			
原則として 分割返済	年0.45%~1.90%	有				対 象			

県中小企業融資制度

金融機関を通じて鹿児島県が行う融資制度で、鹿児島県信用保証協会が保証します。

ご相談・お申込先…各商工会議所・商工会, 取扱金融機関

※創業支援資金のお申込は、各商工会議所・商工会(組合は県中小企業団体中央会)に限ります。

※事業再生支援資金のお申込は、取扱金融機関に限ります。

ご相談…鹿児島県 経営金融課 金融係 TEL099(286)2946

鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099(223)0271

経営支援部 TEL099(223)0274

(2019年4月1日現在)

区分	資金名	ご利用の目安	資金使途	限度額	期間 (据置期間)	返済方法
汎用資金	中小企業振興資金	通常の運転・設備資金	運転設備資金	5,000万円	7年以内 (12月以内)	毎月均等分割返済
	小規模企業活力応援資金	小規模企業者に対する資金	設備資金	7,000万円	15年以内 (12月以内)	ただし、融資期間1年以内の融資にあつては一括又は均等分割返済
経済活性化支援資金	創業支援資金	I 国が認定した市町村の特定創業支援等事業の支援を受けて、6ヶ月以内に新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとするとき II 商工団体の推薦を受けて1月以内に新たに個人で事業を開始し、又は、2月以内に新たに会社を設立しようとするとき ※国の創業関連保証制度に対応 ※開業して5年未満のものを含む	運転資金 設備資金	2,000万円	運転資金 7年以内 (12月以内) 設備資金 10年以内 (12月以内)	毎月均等分割返済
			III 商工団体の推薦を受けて新たに事業を開始しようとするとき ※開業して6月未満のものを含む		運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 10年以内 (36月以内)	
	新事業チャレンジ資金	I 独自の技術・特許等を生かして事業展開しようとするとき II 経営革新計画の承認を受け事業展開しようとするとき	運転資金 設備資金	5,000万円	運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 10年以内 (36月以内)	
			運転資金 設備資金		運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 15年以内 (36月以内)	
	観光・ものづくりパワーアップ資金	I 観光・自動車、電子、食品、環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ、航空機関連産業において、取引拡大またはこれらの産業への参入を図るとき II Iの産業において、国から認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むとき III Iの産業において、県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を営むとき	運転資金 設備資金	1億5,000万円	運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 15年以内 (36月以内)	
			運転資金 設備資金		運転資金 5年以内 (12月以内) 設備資金 7年以内 (12月以内)	
運転資金 設備資金			運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 10年以内 (36月以内)			
事業承継対策資金	I 1年以上継続して営んでいる事業を承継する者であつて次のいずれかの要件に該当するとき I 事業を承継するとき(承継後5年以内を含む) II 経営承継円滑化法に基づく認定を受けて事業承継を行おうとするとき III 県事業引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定し、事業承継を行おうとするとき	運転資金 設備資金	3,000万円	運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 10年以内 (36月以内)		
耐震改修支援資金	耐震改修(耐震診断、補強設計を含む)に取り組むとき	運転資金 設備資金		2億8,000万円	運転資金 15年以内 (24月以内) 設備資金 20年以内 (36月以内)	
経営安定対策資金	霧島山火山活動緊急経営対策資金 (2020年3月31日申込受付分まで)	霧島山の火山活動に起因して経営に影響を受けたとき	運転資金 設備資金	2,000万円 3,000万円	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)	毎月均等分割返済
	緊急災害対策資金	災害により経営に影響を受けたとき I 激甚法、災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用を受ける災害により被災したとき II 知事特認災害により被災したとき	運転設備資金	2,000万円	7年以内 (24月以内)	
			設備資金		3,000万円	
	緊急経営対策資金	取引先の倒産など、最近の経済変動により経営に影響を受けたとき	運転資金	2,000万円	7年以内(24月以内)	
			設備資金		3,000万円	
	セーフティネット対応資金	中小企業信用保険法第2条第5項の特定中小企業者に該当するとき I 第1号~第4号・第6号(大型倒産、突発的災害等) II 第5号・第7号・第8号(不況業種、金融機関合理化等)	運転資金	2,000万円	7年以内 (24月以内)	
設備資金			3,000万円		10年以内 (36月以内)	
事業再生支援資金	I 再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画等に従って事業再生を行うとき ※国の経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)に対応 II 保証付借入金残高の全部又は一部について、返済条件の緩和を行っており、認定支援機関等の支援を受けつつ自ら事業計画を策定し、既往借入金の借換え(新たな事業資金の追加を含む)を行うとき ※国の条件変更改善型借換保証に対応	運転資金 設備資金	5,000万円	15年以内 (12月以内) (融資対象IIのうち新規融資分を含むときは24月以内)		

保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関	
	有担保割引	会計参与設置等に対する割引【※1】						
年0.29%~1.59% 【※2】	有		1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超10年以内 又は変動金利 10年超 年2.4% 又は変動金利 変動金利	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じ 徴求	対象	鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫の県内営業店 みずほ銀行鹿児島支店(運転設備資金で融資期間が1年以内のものに限る。)	
年0.13%~1.58%			原則として 不要					対象外
年0.39%~1.69% 【※2】								
年0.68% (女性や青年(30歳未満)による創業の場合年0.36%)	無	必要に応じ 徴求	対象					
年0.13%~1.58% (女性や青年(30歳未満)による創業の場合年0%~1.26%)	有				原則として 不要	対象		
I 年0.00%~1.26% II 年0.31% 【※2】	有 (IIを除く)	1年以内 年1.7% 1年超3年以内 年1.9% 3年超5年以内 年2.0% 5年超7年以内 年2.2% 7年超10年以内 年2.3% 10年超 変動金利	対象					
年0.13%~1.58% 【※2】【※3】	有							
年0.79% 【※2】【※3】	無							
年0.64% 【※2】【※3】								
年0.13%~1.58% 【※2】	有			必要に応じ 徴求	対象			
年0.00%	有							
年0.00%~1.40%	有		1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2% 10年超 変動金利	必要に応じ 徴求	対象			
I 年0.00% II 年0.00%~年1.40%						無	I 対象外 II 対象	
年0.13%~1.58%	無	I ①責任共有対象の場合 年0.48% ②責任共有対象外の場合 年0.68%	対象 【※4】					
I 年0.65% II 年0.62%				有	II 年0.13% ~1.58%	対象 【※5】		

※1 会計参与設置会社(一括支払契約保証を除く)または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

※2 厚生労働省の認定を受けた者(えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定)及び知事が特認する者(かごしま「働き方改革」推進企業の認定を受けた者、鹿児島県女性活躍推進宣言企業に登録され、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を行った者)は、さらに保証料率を0.1%引き下げます。

※3 新かごしま「食」と「職」の魅力向上・加速化プロジェクトに参加する場合、さらに保証料率を0.32%引き下げます。

※4 激甚災害により被災したものに係る保証については「対象外」、それ以外の保証については「対象」となります。

※5 責任共有制度対象外の保証付借入金と同額以内で借り換える場合又は求償権消滅保証を利用する場合は、責任共有制度対象外となります。

鹿児島市中小企業融資制度

金融機関を通じて鹿児島市が行う融資制度で、鹿児島県信用保証協会が保証します。
 鹿児島市に住所と事業所を有し、6月以上継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者が利用できます。
 (ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が6月未満の方が対象。街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。)

資金名	ご利用の目安	資金使途	限度額	期間 (据置期間)	返済方法	
産業振興資金	事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方	運転資金 設備資金	3,000万円	運転資金 7年以内 (12月以内) 設備資金 10年以内 (12月以内)	元金均等による月賦償還 【※2】	
小規模企業支援資金	中小企業信用保険法第2条第3項第1号～6号に規定する小規模企業者		2,000万円 (ただし、既存の保証付融資残高との合計で、2,000万円の範囲内)	7年以内 (12月以内)		
特別小口資金	次の①～③の全てに該当する方 ①同一事業を1年以上経営している小規模企業者 ②市県民税の所得割が課されている方 ③申込時、保証協会の保証残高のない方 (完済を条件に申し込むことができます)		2,000万円			
創業支援資金	一般型		市内で新たに事業を開始する方 (事業実績のない方や事業実績が6月未満の方)	2,000万円 (うち運転資金は1,400万円以内)	運転資金 7年以内 (12月以内) 設備資金 10年以内 (18月以内)	元金均等による月賦償還
	事業移転型		市内での事業経験がなく、市外で新規に事業を開始してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする方(移転後6月未満の方を含む)			
新事業展開支援資金	事業転換・多角化・事業拡大		同一事業を1年以上営み、次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化を行う方 ②市内において新規雇用を伴う事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行う方 ただし、移転や増設は対象となりません	事業転換・多角化 1,200万円		
	海外販路拡大		③海外への販路拡大に取り組む方(輸入に関するものは除く)	事業拡大・海外販路拡大・新産業創出研究会・新特産品コンクール		
	新産業創出研究会		④鹿児島市新産業創出研究会が実施する「新産業創出研究会部会」に参加する方	3,000万円		
	新特産品コンクール		⑤「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者(入賞年度を含め5年度以内の方が対象)			
街なかリノベーション推進資金	市内の空き店舗等を活用して事業を行う市主催のリノベーションスクール修了者(スクール修了年度を含め5年度以内の方・事業実績のない方も利用可)		1,000万円	1,000万円		
環境配慮促進資金	次の①～④のいずれかに該当する方 ①ISO14001、エコアクション21、KES、グリーンオフィスかごしま(環境管理事業所)のいずれかの認証を取得している方 ②ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ③環境対応車(ハイブリッド、電気、天然ガス自動車)を購入する方 ④新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方	3,000万円	3,000万円	運転資金 7年以内 (12月以内) 設備資金 10年以内 (12月以内)		
経営安定化資金	セーフティネット保証対応	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号に規定する特定中小企業者	3,000万円	3,000万円		
	危機関連保証対応	中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者	3,000万円	運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 10年以内 (24月以内)		
	経済環境変化等	経済環境の変化や桜島降灰の影響等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方	3,000万円	3,000万円		
災害対策資金	火災や自然災害等の被害を受け、その対策に資金が必要な方 ※原則として、り災証明等を受けた方	1,500万円	1,500万円	運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 10年以内 (36月以内)		

※1 会計参与設置会社または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方
 ※2 融資期間が1年以内の場合、一括または均等分割償還を選択できます。
 ※3 設備資金として利用する場合、保証料補助は2/3になります。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用されます。また、保証料率が年1.25%以上の場合は年0.6% (設備資金として利用する場合は年0.8%) で算出した保証料相当額を補助します。
 ※4 責任共有対象の場合の保証料率。

ご相談・お申込先…取扱金融機関

ご相談…取扱金融機関

鹿児島市 産業支援課 金融係 TEL099(216)1324
 鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099(223)0271
 経営支援部 TEL099(223)0274

(2019年4月1日現在)

保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		保証料補助	融資利率	連帯保証人	担保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関	
	有担保割引	会計参与設置等に対する割引【※1】							
年0.45%～1.90%	有	有	1/2 (2/3) 【※3】	1年以内 年1.80% 1年超3年以内 年2.00% 3年超5年以内 年2.10% 5年超7年以内 年2.30% 7年超 年2.40%	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対象	鹿児島銀行 南日本銀行 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合 福岡銀行 西日本シティ銀行 肥後銀行 熊本銀行 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 奄美大島信用金庫 鹿児島県医師信用組合 商工組合中央金庫	
年0.50%～2.20%			3/5	1年以内 年1.70% 1年超3年以内 年1.90% 3年超5年以内 年2.00% 5年超 年2.20%					原則として不要
年0.65% (年0.60%) 【※4】	無		2/3 (3/4) (4/5) 【※6】	1年以内 年1.70% 1年超3年以内 年1.90% 3年超5年以内 年2.00% 5年超 年2.20%	不要	不要	対象外 【※5】		
年0.45%～1.90%	有		2/3 (3/4) 【※7】	1年以内 年1.70% 1年超3年以内 年1.90% 3年超5年以内 年2.00% 5年超7年以内 年2.20% 7年超 年2.30% 【※8】	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対象		
			3/4						
			4/5						
			4/5						
1～4.6号 年0.87% 5,7,8号 年0.80%	無								1～4.6号 対象外 5,7,8号 対象
年0.80%									1年以内 年1.60% 1年超3年以内 年1.80% 3年超5年以内 年1.90% 5年超7年以内 年2.10% 7年超 年2.20%
年0.45%～1.90%	有								対象
			全額						

※5 NPO法人が利用する場合は、責任共有対象となります。
 ※6 市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座や創業塾、市SOHOインキュベーションマネージャーによる個別支援、リノベーションスクール等をいう。以下同じ。)の修了者、または女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)が利用する場合、保証料補助は3/4になります。なお、セミナー等の修了者が女性、若者、シニアの場合、保証料補助は4/5になります。
 ※7 市が定めるセミナー等の修了者が利用する場合、保証料補助は3/4になります。
 ※8 創業支援資金を利用した方を対象に、当初12か月以内の支払利子相当額を補助します。(上限30万円)

創業支援

創業サポートチームが創業のお悩み解決を一緒に目指します

創業にチャレンジする方や創業したばかりの方を支援するため、当協会の創業サポートチームが創業計画へのアドバイスや創業フォローアップ訪問を無料で行っています。

また、創業後の方を対象に外部専門家（中小企業診断士・税理士等）を無料で派遣し、経営診断の実施や経営課題の解決を図ります。

創業サポートチームのメンバーが丁寧にご対応いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

創業計画へのアドバイス

創業後フォローアップ訪問

外部専門家派遣

お問い合わせ 経営支援部 創業サポートチーム TEL：099-223-0274

経営改善・事業再生支援

生産性向上による経営改善から抜本的な事業再生まで後押しします

経営・再生サポートチームが、企業訪問・面談等により、金融機関との十分な連携・協力のもとサポートミーティング（※）等の実施や国の補助事業等を活用した外部専門家（中小企業診断士・税理士等）の派遣等を行い、生産性向上による経営改善や事業再生への取組みを支援します。

経営についてお悩みの方は、どうぞお早めにご相談ください。

※サポートミーティング

「返済方法の変更を考えているが、取引金融機関が複数あるため思うように相談ができない」「経営改善計画を策定したので取引金融機関に説明し経営支援を受けたい」などのご要望をお持ちの中小企業者の方に対し、取引金融機関等が一堂に会して必要な支援策等について意見交換を行います。

●お悩みに合わせた支援をご提案します●

経営診断・アドバイス

サポートミーティング

経営改善計画策定支援

外部専門家派遣

国・中小企業支援機関の
支援事業活用

お問い合わせ 経営支援部 経営・再生サポートチーム TEL：099-223-0274

当協会へのご相談・サポートのご利用は **無料** です。お気軽にご相談ください。
(保証利用時にお支払いいただく信用保証料以外の手数料等は一切いただいておりません)

事業承継支援

承継の準備段階から承継後まで切れ目ない支援を行います

円滑な事業承継を支援するため、事業承継サポートチームが承継前から承継後まで一貫してサポートします。

事業承継を検討している中小企業者等については、事業承継についてのアドバイス、事業承継者向けの保証制度のご案内、及び外部専門家（中小企業診断士・税理士等）の派遣による事業承継計画策定支援等を行います。

また、経営者自らが廃業を望む場合についても円滑な撤退を支援します。

●お悩みに合わせた支援をご提案します●

事業承継へのアドバイス

事業承継計画策定支援

外部専門家派遣

廃業支援

お問い合わせ 経営支援部 事業承継サポートチーム TEL：099-223-0274

特別相談窓口等のご案内

災害や取引先の倒産など、外部的な要因で経営の安定に支障をきたしている中小企業者の方のために、特別相談窓口等を設置しご相談をお受けしています。全ての特別相談窓口等については、当協会ホームページをご覧ください。

相談窓口（一部抜粋）

霧島山の火山活動関連相談窓口

賃金水準上昇対策特別相談窓口

お問い合わせ 保証部 TEL：099-223-0271 経営支援部 TEL：099-223-0274

金融機関紹介窓口・専用ダイヤルのご案内

金融機関が中小企業者に対し十分な融資を行えない場合、当協会が中小企業者へ他の金融機関を紹介します。

- ▶紹介に当たっては、メイン銀行その他取引金融機関の支援方針の把握に可能な限り努め、金融秩序の乱れを招くことのないよう、資金の必要性について十分な把握を行います。
- ▶紹介を行う中小企業者に対しては、紹介した金融機関における融資が確約されるものではなく、金融機関における審査がある旨を説明します。

金融機関紹介専用ダイヤル TEL：099-223-7755

事務所ご案内

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号(鹿児島県産業会館内)

▶ 保証部(4階)

TEL 099-223-0271
FAX 099-222-1093

▶ 経営支援部(4階)

TEL 099-223-0274
FAX 099-222-1093

▶ 管理部(3階)

TEL 099-223-0272
FAX 099-223-0318

▶ 総務部(4階)

TEL 099-223-0273
FAX 099-223-6399

▶ ホームページアドレス <https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

▶ 苦情相談窓口 TEL 099-223-0530

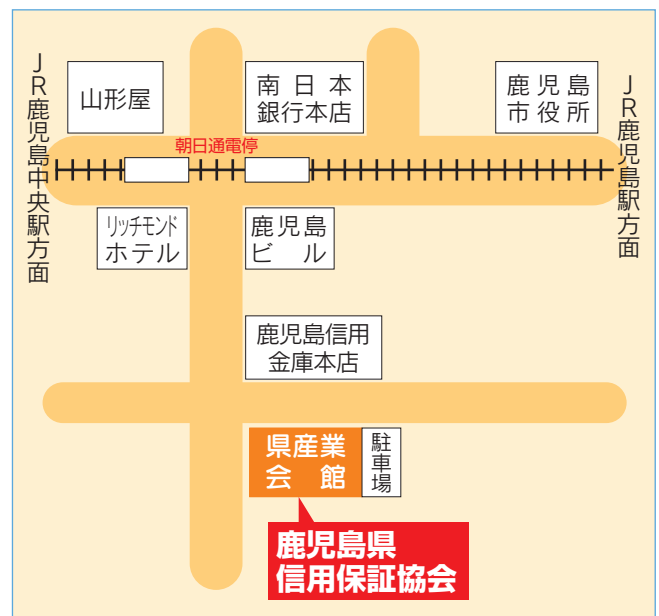
▶ 金融機関紹介窓口 TEL 099-223-7755

交通アクセス

JR鹿児島中央駅から ————— 市電で12分「朝日通」電停下車 徒歩3分

JR鹿児島駅から ————— 市電で5分「朝日通」電停下車 徒歩3分

バス停「金生町」又は「市役所前」から ——— 徒歩3～5分



個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は、個人情報の重要性を認識し、当協会の個人情報保護宣言に基づいて個人情報保護に努めます。